

各位

オリックス生命保険株式会社

【2023年5月8日（月）からの変更事項】

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、医療機関の事情などにより、自宅での療養またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合について、入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱い（以下、「みなし入院」）を開始しました。また、2022年9月26日（月）以降については「重症化リスクの高い方」に限定して「みなし入院」の特別取扱いを継続しております。

今般、2023年5月8日（月）より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類感染症」に変更するという方針が政府から示されたことを受け、当社は同日以降に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の特別取扱いを終了いたします。また、災害死亡保険金につきましても、約款に定める「感染症」に該当しなくなることから、お支払いの対象外となります。なお、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款に定める入院*をされた場合につきましては、引き続き入院給付金等のお支払いの対象となります。

*「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

<新型コロナウイルス感染症と診断された場合の取扱いについて>

新型コロナウイルス感染症と診断された日によって、取扱いが異なりますので、ご注意ください。

ケース		陽性診断日		2022年9月25日 以前	2022年9月26日 から 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院給付金等	入院された場合			○お支払対象	○お支払対象	○お支払対象
	宿泊療養・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方*		○お支払対象	○お支払対象	<u>×お支払対象外</u>
		上記以外の方		○お支払対象	×お支払対象外	×お支払対象外
死亡保険金等	死亡保険金			○お支払対象	○お支払対象	○お支払対象
	災害死亡保険金			○お支払対象	○お支払対象	<u>×お支払対象外</u>

*「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

【特別取扱い終了の背景】

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、入院が必要であるにもかかわらず病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生しておりました。この状況を鑑み、医療機関の事情などにより、自宅での療養またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられた場合について、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、入院給付金等のお支払いの対象とする「みなし入院」の特別取扱いを開始しました。

また、2022年9月26日（月）からは、政府による新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲の見直し内容等を踏まえ、「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象を「重症化リスクの高い方」に限定する取扱いの変更を行いました。

今般、2023年5月8日（月）より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「5類感染症」に変更するという方針が政府から示され、特段の事情が生じない限り、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている感染症法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。これにより、自宅での療養等を「入院と同等とみなす」ことに出来なくなったことから、当該取扱いを終了することといたします。また、災害死亡保険金につきましても約款に定める「感染症」に該当しなくなることから、お支払いの対象外となります。

【今後の取扱いについて】

2023年5月7日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、引き続き「みなし入院」の特別取扱いの対象となります。2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方とは取扱いが異なるため、こちらのご案内（[【2023年5月7日（日）以前に診断された方】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱いについて](#)）をご確認ください。

なお、厚生労働省より、2023年5月7日（日）までに保健所等に発生届出が行われた方を対象に、同年9月末まで My HER-SYS（マイハーシス）の「療養証明書画面」が利用可能である旨示されております。My HER-SYS の「療養証明書画面」で入院給付金等のご請求をされる場合[※]は、お早めにお手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

※同年10月以降も、他の所定の書類でご請求は可能です。

以上